

第5部 応急計画（大規模火災・鉄道事故・航空機事故・原子力災害・火山対策編）

本編は、地震災害・風水害以外の災害の特筆すべき点をまとめ、市及び関係機関が実施する災害活動対策の活動方針や内容など基本的事項を定めたものである。特に記載ない事項は、地震対策編を準用する。

また、本計画において定められた任務について、担当する機関、部、課等は、発災時に円滑に活動できるよう、平時から担当任務について準備、検証を行うよう努めるものとする。

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針

市街地に大規模な火災が発生した場合、もしくは発生するものと判断される場合においては、市街地の延焼阻止を第一に対処する。被害の状況により必要と認めた場合は、速やかに広域的な応援部隊の派遣要請を行うとともに、その受入に万全を期す。

市各部及び消防署、警察署、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、他の防災関係機関は、それぞれが行う応急対策が二次災害の防止のために事前通報その他相互の緊密な連携を行う。市各部及び消防署、警察署、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、他の防災関係機関や市民、市民防災組織（市民消火隊）、事業所自衛消防隊は、相互に連携・協力し、活動要員・各種車両・消防水利及び救出用資器材を確保する。

第2節 活動概要

大規模火災が発生した場合、第3部 応急計画（地震対策編）を準用し、危機管理体制を取る。

被害状況に応じ、災害対策本部を設置し、初動体制、災害配備体制に移行する。

第2章 鉄道事故対策

第1節 基本方針

初動措置として現場へ職員を派遣し情報収集を実施し、必要に応じ、関係機関、駅周辺事業者と連携し避難誘導実施、乗客、現場周辺の滞在者の安全確保を図る。また、災害対策本部（危機管理対策室）を設置するとともに、現場近くに現地災害対策本部を設置し、情報収集・提供、救助・救急、医療救護、関係機関との連絡体制を整える。

第2節 活動概要

鉄道事故が発生した場合、第3部 応急計画（地震対策編）を準用し、危機管理体制を取る。

被害状況に応じ、災害対策本部を設置し、初動体制、災害配備体制に移行する。

主な活動内容については、第3部 応急計画（地震対策編）記載のほか次のとおり。

- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、旅客の安全確保のため的確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護班等を編成し救急救護にあたる。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。
- 復旧状況、列車の運行状況について、広報課及び関係機関へ連絡する。
- 必要に応じ第3部 応急計画（地震対策編）第13章 帰宅困難者対策を行う。

第3章 航空機事故対策

第1節 基本方針

初動措置として現場へ職員を派遣し、情報収集を実施する。必要に応じ、関係機関、周辺事業者と連携し避難誘導を行い、乗員・現場周辺の滞在者の安全確保を図る。また、災害対策本部（危機管理対策室）を設置するとともに、現場近くに現地災害対策本部を設置し、情報収集と提供、救助・救急活動、医療救護、関係機関との連絡体制の整備等を行う。

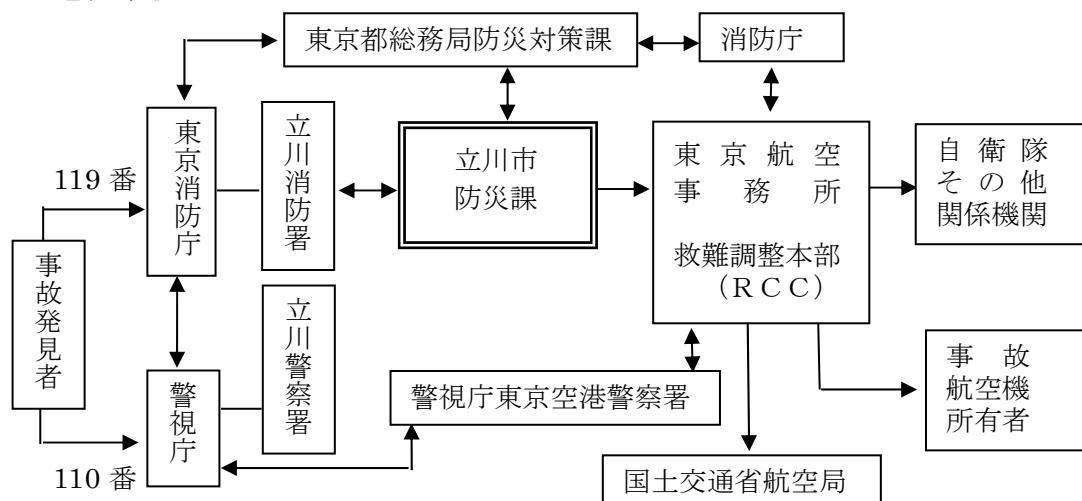
第2節 活動概要

航空機事故が発生した場合、第3部 応急計画（地震対策編）を準用し、危機管理体制を取る。被害状況に応じ、災害対策本部を設置し、初動体制、災害配備体制に移行する。主な活動内容については、第3部 応急計画（地震対策編）記載のほか次のとおり。

（1）航空機事故連絡体制

① 民間航空機事故の場合

ア 連絡系統



イ 緊急連絡事項

航空機事故が発生した場合は、「航空機事故・墜落（または不時着等）発生」と告げ、上記の連絡系統により次の事項を連絡する。なお、第一報においては、迅速に報告することを第一とし、不明な事項については「不明」と連絡し、判明次第連絡する。

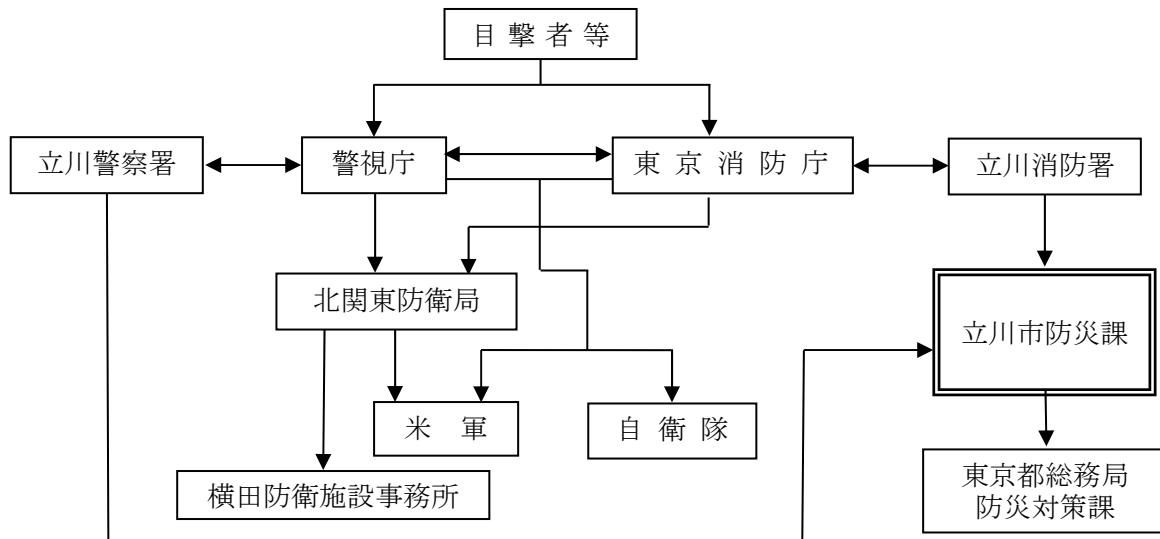
- 事故の種類（墜落、不時着、器物落下）
- 事故発生の時刻、場所、被害の概要
- 事故機の国籍、事故機の形式
- 乗員数、積載燃料量（約〇〇〇キロットルで表示） 注） 1ガロン=3.785キロットル
- その他必要な事項

② 自衛隊機または米軍機事故の場合

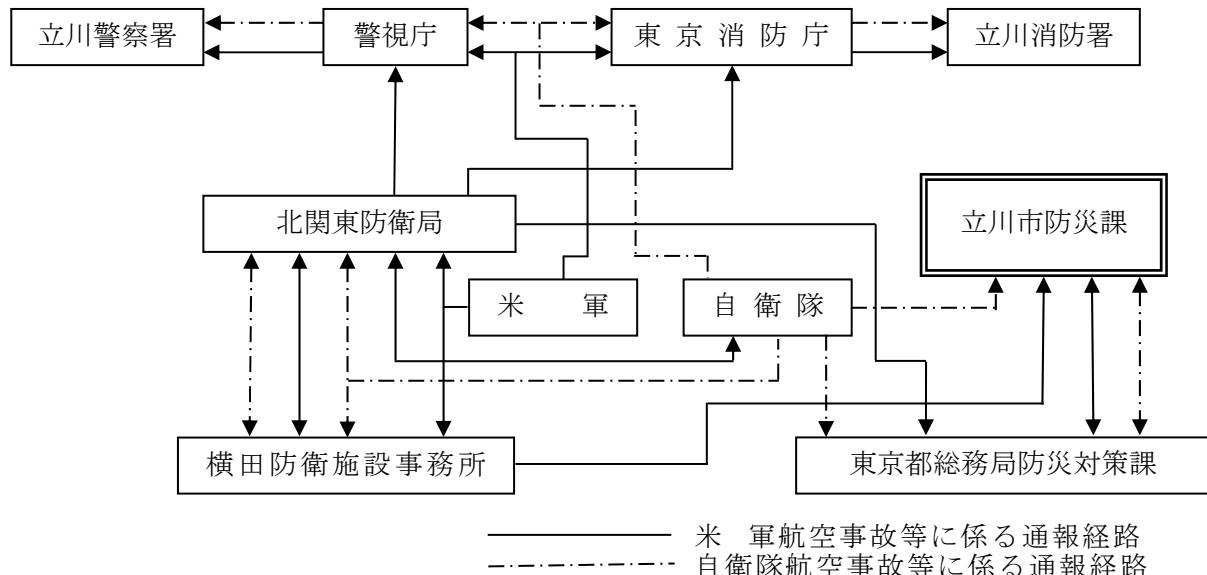
ア 連絡系統

「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」に基づき、次のとおりとする。

【目撃者等からの通報経路】



【米軍または自衛隊からの通報経路】



イ 緊急連絡事項

米軍機または自衛隊機による事故が発生し、目撃者より通報を受けた場合は、「米軍（または自衛隊）航空機事故・墜落（または不時着等）発生」と告げ、上記の連絡系統により次の事項を連絡する。不明な事項は、「不明」と連絡し、判明次第連絡する。

- 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- 事故発生の日時、場所
- 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- その他必要な事項

第4章 原子力災害対策

第1節 基本方針と所管部署

（1）基本方針

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても「原子力災害対策重点区域」に東京都の地域は含まれていない。「原子力災害対策重点区域」とは、国の原子力規制委員会が平成24（2012）年10月に策定（令和元（2019）年7月3日一部改定）した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域であり、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・指示等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要であるとされている区域である。

のことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、金町浄水場等の浄水（水道水）から放射性ヨウ素が測定され、市においては局所的に空間線放射量が高い地点が確認された。また、下水処理場から発生する脱水汚泥や焼却灰から高濃度の放射性物質が検出され、焼却灰が搬出できない事態となるなどさまざまな影響を受けた。

福島第一原子力発電所の事故では、市は市民の不安の払拭に向けて、各部課が放射性物質の測定と公表などの対応を実施した。

この経験を踏まえて、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、市民の放射線に対する不安に応え、市民生活の安心・安全の確保に向けた対策を取る。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故

平成23（2011）年3月11日14時46分の東日本大震災の発生により、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉6機のうち、運転中の1号機から3号機までの全てが自動停止した（4号機から6号機までは定期検査により運転停止中であった。）。（中略）

その後、同月12日午後に1号機において、同月14日午前に3号機において、同月15日朝に4号機において、水素爆発と思われる爆発が発生した。2号機においては、同月15日朝に水素爆発によるものと思われる大きな衝撃音が確認されたほか、4号機においては、同日朝、火災の発生も確認された。また、汚染水の滞留、外部流出も発生しており、本事故は、発電所内施設の損傷に留まらず、放射性物質が外部へと放出される事態へと進展した。（平成23（2011）年版 防災白書より）。

（2）所管部署

防災課、生活安全課、広報課、産業振興課、保育課、健康推進課、学校給食課、環境対策課、下水道管理課、クリーンセンター、ごみ対策課、下水処理場

なお、地震災害と複合災害となった場合は災害対策本部で対応する。

本部指揮所班、広報班、物資調達班、子ども支援班、医療救護班、給食班、環境対策班、ごみ対策班、給水班、下水道施設班

第2節 原子力発電所事故災害への対応

（1）情報連絡態勢

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できるよう情報連絡態勢を確立し、東京都、国等からの情報を収集する。

（2）放射線測定、放射性物質検査等

原子力発電所事故により放出された放射性物質の規模や東京都で実施する放射線測定、放射性物質検査等の結果により必要に応じて放射線測定、放射性物質検査等を市においても実施する。

| 検査対象 | 実施機関 | |
|----------------------------------|------|-----|
| | 東京都 | 立川市 |
| 空間放射線量 | ○ | ○ |
| 局所的な場所の空間放射線量 | | ○ |
| 水道水 | ○ | |
| 農産物 | ○ | |
| 給食用食材 | | ○ |
| 下水処理場から発生する脱水汚泥や焼却灰 | | ○ |
| 下水処理場からの多摩川放流水 | | ○ |
| 根川せせらぎ用水 | | ○ |
| クリーンセンター「たちむにい」から発生する焼却灰 | | ○ |
| 下水処理場、クリーンセンター「たちむにい」敷地境界の空間放射線量 | | ○ |

【食品中の放射性物質の新たな基準値】

○放射性セシウムの暫定規制値

平成 24 (2012) 年 3 月 31 日まで

| 食品群 | 規制値 単位 : Bq/kg |
|-----------|-------------------|
| 野菜類 | |
| 穀類 | |
| 肉・卵・魚・その他 | 500 |
| 牛乳・乳製品 | 200 |
| 飲料水 | 200 |



○放射性セシウムの新基準値

平成 24 (2012) 年 4 月 1 日から施行

| 食品群 | 基準値 単位 : Bq/kg |
|-------|-------------------|
| 一般食品 | 100 |
| 乳児用食品 | 50 |
| 牛乳 | 50 |
| 飲料水 | 10 |

（3）市民への情報提供

放射線測定、放射性物質検査等の内容と結果を、市のホームページ及び広報紙を通じて市民へ情報を提供する。なお、緊急性がある場合は、第3部応急計画（地震対策編）の第4章広報・広聴での適切な広報手段を用いて、市民へ迅速な情報提供を行う。

第3節 放射性物質事故災害への対応

（1）災害の想定

「放射性物質事故災害」とは、地震を要因として次の場所で発生し、放射性物質及び放射線の異常な水準の放出、放射性物質取扱施設での火災等により、市民の生活及び健康への危険性が高まった場合を想定したものとする。

- ① 放射性物質を保有する施設で発生した事故災害
- ② 放射性物質（核燃料物質等を含む。）を運搬中車両等の事故災害
- ③ ①、②以外の場所で発生した事故災害

（2）災害応急対策

① 災害時の伝達方法

防災関係機関等に対する災害発生状況の伝達は、あらかじめ定めた伝達系統により行う。

② 活動体制の確立

災害対策本部を設置し、組織及び事務分掌等は地震対策に準じる。

③ 防御活動

関係機関と協力し、以下の防御活動を実施する。

- ア 放射線及び放射性物質による汚染の調査等
- イ 「放射線警戒区域」の設定及び解除
- ウ 「放射線危険区域」の設定及び解除
- エ 消火活動
- オ 救助・救急活動

④ 市民の安全の確保

市民等の安全確保や二次災害防止のため、以下のとおり活動する。

- ア 市長（消防署長）は、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため「放射線危険区域」内の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）等に基づき、立入を禁止するとともに当該区域から退去を命じるものとする。
- イ 市長（消防署長）は、地域住民の安全の確保を期すため、状況により国等の専門家の意見を参考に、「放射線警戒区域」の居住者、滞在者、その他の者に対し、災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）等に基づき避難の指示を行う。
- ウ 避難の指示の伝達等は「第3部 応急計画（地震対策編）第10章避難対策」によるものとする。
- エ 災害対策本部等は、放射性物質事故災害が発生し、または発生するおそれがあることを知った場合は、直ちに東京都・関係機関に報告する。また、避難の指示等を行う必要がある場合は、直ちに防災行政無線（固定系）、消防広報車等を活用し実施する。
- オ 最終的には文部科学省等の測定等の判断を待ち、安全を確認するとともに、事業者等に放射性物質の除去等の依頼を行う。
- カ 事業者、文部科学省等の測定等により安全が確認された場合は、その旨の広報を行う。

⑤ 放射線等使用施設の応急措置

放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、放射線障害防止法に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告することとなっている。

市は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ぜるよう、東京都を通じて文部科学大臣に要請する。

※ 関連資料 「放射線障害防止法の対象事業所一覧」

⑥ 保健医療活動

「放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない。」という原子力災害の特殊性を考慮し、市は、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、健康相談に関する窓口を設置し、保健所等へ外部被ばく線量の測定を要請する。

⑦ 放射能観測の実施

市は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器を確保する。また、外部被爆線量の測定態勢を整備する。

⑧ 風評被害への対応

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

第5章 火山対策

第1節 基本方針

本市に被害を及ぼすおそれがある火山としては、富士山、箱根山がある。富士山、箱根山は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、平成21(2009)年6月に火山噴火予知連絡会によって選定されている。

富士山が噴火した場合、本市から富士山山頂火口までの距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはないが、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。富士山等の噴火により、本市に降灰等の被害が及ぶ場合は、関係機関と連携し、降灰対策を中心とした活動を行うとともに、情報収集・提供、関係機関との連絡体制を整える。

富士山防災マップ（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



富士山火山広域防災対策基本方針 (H18(2006).2 内閣府)

火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山

| 選定理由 | 火山名 |
|--|---|
| ①近年、噴火活動を繰り返している火山 ア 過去数十年程度の間、頻繁に噴火している イ 100 年以内の間隔でマグマ噴火を繰り返している | 雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、吾妻山、那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、伊豆大島、三宅島、硫黄島、阿蘇山、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島 (23 火山) |
| ②過去 100 年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山 ア 地震活動 過去 100 年程度の山体浅部の地震活動 （マグマの動きに関連したものなど） イ 地殻変動 過去 10 年程度のマグマ貫入等に伴う地殻変動 ウ 噴気活動・地熱活動 過去 100 年程度の活発な噴気活動、地熱活動 | アトサヌプリ、大雪山、恵山、岩手山、栗駒山、蔵王山、安達太良山、磐梯山、日光白根山、乗鞍岳、白山、 箱根山 、伊豆東部火山群、新島、神津島、八丈島、鶴見岳・伽藍岳、九重山 (18 火山) |
| ③現在異常はみられないが過去の噴火履歴からみて噴火の可能性が考えられる | 岩木山、鳥海山、 富士山 、雲仙岳 (4 火山) |
| ④予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる | 俱多楽、青ヶ島 (2 火山) |

火山噴火予知連絡会資料(H21(2009).6)

※ 平成 26 (2014) 年 9 月の御嶽山の噴火を受け行われた火山噴火予知連絡会「火山観測体制等に関する検討会」において、近年の火山活動の高まりがみられた八甲田山、十和田、弥陀ヶ原の 3 火山が常時観測火山（気象庁が火山活動を 24 時間体制で監視している火山）に追加されている。

第2節 噴火予警報等の種類及び連絡体制

気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」に選定されている火山に対して、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。噴火警戒レベルに応じて、噴火予報及び噴火警報を発表する。

（1）噴火予警報等の種類

① 噴火警報

噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。

② 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表される。

噴火警報及び噴火予報の発表基準

| | 予報及び警報の名称 | 略称 | 火山活動の状況 | 噴火警戒レベル | 警戒事項等 |
|------|----------------|--------|--|---------|--------|
| 特別警報 | 噴火警報 (居住地域) | 噴火警報 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態。 | レベル5 | 避難 |
| | | | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合。 | レベル4 | 避難準備 |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) | 火口周辺警報 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。 | レベル3 | 入山規制 |
| | | | 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。 | レベル2 | 火口周辺規制 |
| 予報 | 噴火予報 | — | 火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。 | レベル1 | 平常 |

気象庁資料

③ 降灰予報

活動が活発化している火山では、事前に噴火規模や気象条件などを想定し、それを踏まえて噴火時の降灰をシミュレーションした「降灰予報（定時）」を発表する。実際に噴火した場合には、5～10分程度で「降灰予報（速報）」を発表し、噴火後20～30分程度で実際の噴火規模や気象条件などの観測データを踏まえて計算した「降灰予報（詳細）」を発表する。

いつ、どの地域に、どのくらい、火山灰が降るか、という降灰する量の情報については「多量（1mm以上）」、「やや多量（0.1mm～1mm）」、「少量（0.1mm未満）」の3階級で表現し、降灰が予想される地域を市町村ごとに発表する。

④ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

（2）情報の収集、伝達

① 噴火予警報等の収集、伝達

富士山または箱根山で、噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対応を実施するため、市各部及び消防、警察などの防災関係機関との情報収集・伝達を密に行い、降灰に備える。

② 降灰調査

火山観測指針（気象庁、平成11（1999）年）に沿って降灰調査を行う。調査方法・項目については、以下のとおりとする。

ア 降灰調査箇所

原則として市庁舎とする。ただし、市内において特に降灰の厚さが高い箇所がある場合については別に調査するものとする。

イ 降灰調査項目

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ○ 降灰の有無・堆積の状況 | ○ 堆積物の採取 |
| ○ 時刻・降灰の強さ | ○ 写真撮影 |
| ○ 構成粒子の大きさ | ○ 降灰量・降灰の厚さ※ |
| ○ 構成粒子の種類・特徴等 | ○ 構成粒子の大きさ（詳細）※ (※は可能な場合に限る。) |

ウ 降灰量階級表

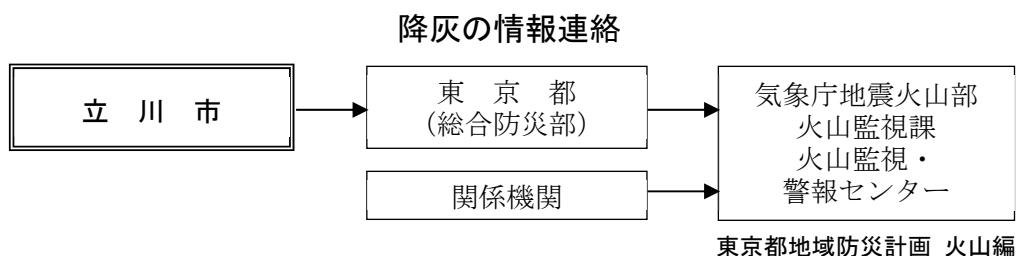
| 名称 | 表現例 | | | 影響と取るべき行動 | | その他の影響 | |
|------|--------------------------|-----------|-----------------|---|--|---|--|
| | 厚さ (キーワード) | イメージ | | 人 | 道路 | | |
| | | 路面 | 視界 | | | | |
| 多量 | 1mm以上 【外出を控える】 | 完全に覆われる。 | 視界不良となる。 | <u>外出を控える。</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。 | <u>運転を控える。</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。 | がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。 | |
| やや多量 | 0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】 | 白線が見えにくい。 | 明らかに降っている。 | <u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。 | <u>徐行運転する。</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある。 | 稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合せのおそれがある。 | |
| 少量 | 0.1mm未満 | うっすら積もる。 | 降っているのがようやくわかる。 | <u>窓を閉める。</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う。 | <u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。 | 航空機の運航不可 | |

気象庁HP降灰量階級表

③ 火山（降灰）情報の収集、伝達

東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、東京都、区市町村、関係防災機関に伝達される。

市内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁火山監視・警報センターに集約される。



第3節 降灰対策

富士山または箱根山で、高さ数kmを超えるような噴煙柱を吹き上げる大規模な噴火が発生した場合には、灰は強い偏西風に乗って東へ流されて本市へも降り注ぎ、次のような影響を及ぼす可能性がある。

大量の降灰が本市に影響を及ぼすと予想される事項

- 呼吸器系や目の障害など健康被害が発生する可能性がある。
- 視界が悪くなり、濡れると道路が滑りやすくなるなど輸送力が落ちる。
- 家庭の雨どいや側溝、下水道などが詰まる。
- 降灰時に車のワイパーを使用することでフロントガラスなどが傷つく。
- 屋内に灰や粉塵が入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。
- 農作物の収穫量に影響が出る。

こうした大量の降灰が予想される場合には、気象庁が発表する噴火予報・警報及び降灰予報を市民等に対して防災行政無線、ホームページ、防災情報メール等を活用し広報を行う。大量に降灰した後は、東京都など関係機関と連携し、健康相談や除灰活動を行う。